

近江八幡市脱炭素ビジョン賛同団体募集要項

1. 趣 旨

本市では、令和3年7月に、「近江八幡市気候非常事態宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現をめざしています。

また、本市は、令和6年4月に、地域脱炭素の実現に向けて、二酸化炭素削減目標、再生可能エネルギー推進目標や各種脱炭素プロジェクトなどを定める計画として、『近江八幡市脱炭素ビジョン2050』（以下「脱炭素ビジョン」という。）を策定しました。

脱炭素社会の実現には、行政、市民、企業など様々な主体が協働して対策を推進することが重要です。

そこで、「脱炭素ビジョン」に掲げる趣旨に賛同し、本市の脱炭素まちづくりの実現に向けて、連携・協働する団体(以下「賛同団体」という。)を募集します。

2. 賛同のメリット

- 賛同団体には、市から「近江八幡市脱炭素まちづくり賛同証明書(仮称)」を発行します。
- 賛同団体は、市ホームページ等で公表させていただきます。
- 賛同団体には、市や県などが実施する脱炭素・地球温暖化対策に関するセミナー、イベント等の情報をメールにて配信します。

3. 賛同方法

(1) 募集期間

令和6年11月25日(月)から令和8年3月31日(火)まで

(2) 賛同要件

- 「脱炭素ビジョン」の趣旨に賛同し、「脱炭素ビジョン」に掲げる各種プロジェクトの推進に協力すること。
- 市内で活動する団体（事業者・各種団体等）又は市内での活動を予定している団体であること。
- 市からヒアリング・調査等があった場合、これに積極的に応じる意思があること。
- 近江八幡市暴力団排除条例(平成23年近江八幡市条例第25号第2条1項に規定する暴力団をいう。)に該当する団体でないこと。

(3) 応募方法

「賛同申込書(別紙様式1号)」を下記問い合わせ先まで電子メールにて提出する又は市ホームページにある応募フォームから必要事項を入力してお申し込みください。

(※)その他の方法による申し込みは原則、不可とさせていただきますのでご了承ください。

4. その他

- 賛同にかかる費用や会費等は発生しません。
- 市から賛同団体として認定された場合であっても、賛同団体から取り下げの申し出(別紙様式2号による申請)があった場合又は賛同団体として不適当な行為が見受けられた場合など、賛同団体の取消を行う場合があります。
- 賛同団体における脱炭素・地球温暖化対策の取組について、市への報告義務等はありませんが、市から賛同団体に対して各種取組に関するヒアリング・アンケート調査等を実施する場合があります。
- その他、市から賛同団体に協議会・審議会や各種イベント等の参加及び出席依頼を行う場合があります。

5. 問い合わせ先

住所：滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

担当：近江八幡市総合政策部企画課

電話：0748-36-5527（直通：平日9時00分から17時00分まで）

Mail：010202@city.omihachiman.lg.jp

↓↓脱炭素ビジョンにかかる賛同はこちらからお申し込みください↓↓

<https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/kikaku/1/2/27811.html>

↓↓近江八幡市気候非常事態宣言を表明しました↓↓

<https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/kankyoseisaku/eco/18755.html>